

平成30年雇第1号

主 文

公共職業安定所長が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした再就職手当の支給に関する変更処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日にA所在の会社B（以下「会社」という。）を離職し、同年〇月〇日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社Cに再就職し、同年〇月〇日に再就職手当〇円（賃金日額〇円、基本手当日額〇円）を受給した。
- 3 公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）は、平成〇年〇月〇日、会社の所在地を管轄する公共職業安定所長から、請求人に対する未払賃金があったため、離職票の賃金額を補正した旨の回答を受け、同年〇月〇日付けで、再就職手当を〇円（賃金日額〇円、基本手当日額〇円）に変更する処分（以下「本件処分」という。）をし、〇円を追給した。
- 4 本件は、請求人が、本件処分において認められた以外にも未払賃金があると主張し、本件処分に係る賃金日額を不服として、本件処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件処分における賃金日額は、安定所長が算出した〇円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の事実認定

(略)

3 当審査会の判断

(1) 本件算定期間のうち〇月分、〇月分及び〇月分についてみても、「支給給与チェック表（タイムカード）最終」を確認すると、始業時刻前のほとんどの労働時間が時間外労働時間として算入されておらず、同表の残業時間欄記載の時間数に始業時刻前の時間外労働時間を加えると、安定所長が本件処分をした際に前提とした時間外労働時間数を上回っていることから、これらの月についても離職票記載の賃金額を超える未払賃金があるものと考えられる。

(2) 以上のことから、本件算定期間における請求人の賃金日額は、安定所長が本件処分において算出した〇円を超えることは明らかであり、安定所長は、本件算定期間における労働時間について更に調査を尽くした上で、改めて請求人の賃金日額を算定する必要があるものと思料する。

(3) なお、請求人は、手書きのタイムカードの始業時刻及び終業時刻に基づいて労働時間を算出すべきである旨主張するが、その主張事実を裏付ける客観的な資料はなく、また、いつ請求人が手書きで記入したかも不明であり、さらに、勤務先営業所の施錠後に退勤したことになっている日もあるなど、当該タイムカードが真正なものであるかは確認し得ず、請求人の主張は認められない。また、〇円を賃金日額の算定基礎に含めるべきであるとの主張については、和解合意書の記載を確認するも、本件算定期間を対象とする未払賃金を含むものであるか否かなど、和解金〇円の内訳が不明であるため、同主張を採用することはできない。

4 結 論

以上のとおり、本件処分における貸金日額は安定所長が算定した〇円を超えるものと認められ、本件処分は相当ではないから、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。